○国土交通省告示第八百七十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

別表第二KK1―1の項、KK1―2の項、KK1―3の項、KK1―4の項、KK1―5の項、KK1―6の項、KK2―1の項、KK2―2の項、KK2―3の項及びKK2―4の項中「20時30分」を「21時30分」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十月二十七日から施行する。

○国土交通省告示第八百七十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東関東自動車道水戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
習志野市谷津三丁目一八九一番五五一	前	最大 四六（メートル）	二七九（メートル）
		最小 三九	
	後	最大 四〇	
		最小 二九	

○四国地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十九日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢八一七八番一から同町柳井川字鉢八二五八番一まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月十九日

○九州地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十九日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
北九州市小倉南区湯川新町四丁目八五二番二から同市小倉南区湯川新町四丁目八五三番六まで	前	二九・一〇～三七・三〇（メートル）
	後	二九・一〇～三〇・〇一三（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

人事異動

復興庁

（財務省大臣官房付）財務事務官　寺岡　光博

復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（九月十三日）

法務省

（小倉区検察庁副検事）副検事　白濱　博志

福岡区検察庁副検事に配置換する

（福岡区検察庁副検事）同　水上　政嗣

小倉区検察庁副検事に配置換する（以上九月十七日）

外務省

（内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　川村　博司

外務事務官（在英国日本国大使館参事官）に転任させる

英国駐箚特命全権大使を補佐し英国に在勤する期間公使の名称を与える　曽根　健孝

（大臣官房）外務事務官

北米局北米第一課長に配置換する　吉田　朋之

（北米局北米第一課長）同

内閣官房に出向させる（以上九月九日）

防衛省

（情報本部）一等海佐　髙橋　毅

海上幕僚監部人事教育部補任課補任班長を命ずる（九月六日）

（海上幕僚監部人事教育部長）

海将補　中西　正人

海上幕僚監部人事教育部教育課長事務取扱を解く

（第八護衛隊司令）一等海佐　福田　達也

海上幕僚監部人事教育部教育課長を命ずる

（情報業務群司令部首席幕僚）

同　塚平　貴裕

自衛艦隊司令部情報主任幕僚を命ずる

（第二護衛隊群司令部）同　齊藤　浩司

第二護衛隊群司令部首席幕僚を命ずる

（自衛艦隊司令部情報主任幕僚）

同　立川　浩二

第八護衛隊司令を命ずる

（第二護衛隊群司令部首席幕僚）

同　佐藤　恭弘

きりしま艦長を命ずる

（大湊地方総監部管理部長）同　花岡　崇文

厚木航空基地隊司令を命ずる

（情報業務群司令部）同　北島久仁彦

情報業務群司令部首席幕僚を命ずる

（余市防備隊司令）同　田所　浩

大湊地方総監部管理部長を命ずる

（きりしま艦長）同　豊住　太

余市防備隊司令を命ずる

（厚木航空基地隊司令）同　植松　則彦

海上自衛隊東京業務隊付を命ずる

（航空集団司令部）同　平賀　健一

海上自衛隊幹部学校勤務を命ずる（以上九月十三日）

最高裁判所

静岡地方裁判所判事兼静岡家庭裁判所判事　山崎まさよ

岡山家庭裁判所判事に補する

岡山家庭裁判所長を命ずる

東京高等裁判所判事　竹内　純一

静岡地方裁判所判事に補する

静岡地方裁判所沼津支部勤務を命ずる

静岡地方裁判所沼津支部長を命ずる

兼ねて静岡家庭裁判所判事に補する

静岡家庭裁判所沼津支部勤務を命ずる

静岡家庭裁判所沼津支部長を命ずる

簡易裁判所判事　竹内　純一

沼津簡易裁判所判事に補する

沼津簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

大阪高等裁判所判事　山下　寛

高松高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する（以上九月七日）

簡易裁判所判事　小川　育央

岸和田簡易裁判所判事に補する

岸和田簡易裁判所判事　久保　隆俊

大阪簡易裁判所判事に補する（以上九月九日）

徳島地方裁判所判事兼徳島家庭裁判所判事　清水　節

東京高等裁判所判事に補する

知的財産高等裁判所勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する